

平成26年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	12
一般議案	10
補正予算議案	4
合計	27

平成26年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	財政局
2	北九州市市税条例等の一部改正について	財政局
3	北九州市安全・安心条例について	市民文化スポーツ局
4	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について	子ども家庭局
5	北九州市いじめ問題再調査委員会条例について	
6	北九州市地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正について	産業経済局
7	北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例について	建設局
8	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	建築都市局
9	北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部改正について	
10	北九州市営住宅条例の一部改正について	
11	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
12	北九州市いじめ問題専門委員会条例について	教育委員会
13	付属機関の設置に関する条例の一部改正について	
14	指定金融機関の指定について	会計室
15	(仮称)若松A団地市営住宅建設工事請負契約締結について	契約室
16	永犬丸西小学校改築工事請負契約の一部変更について	
17	市有地の処分について	財政局
18	公有水面埋立てによる土地確認について	市民文化スポーツ局

番号	件名	提出局
19	町の区域の変更について	市民文化スポーツ局
20	市有地の処分について	産業経済局
21	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
22	公有水面埋立てに関する意見について	港湾空港局
23	損害賠償の額の決定及び和解について	病院局
24	平成26年度北九州市一般会計補正予算について	財政局
25	平成26年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
26	平成26年度北九州市母子寡婦福祉資金特別会計補正予算について	
27	平成26年度北九州市病院事業会計補正予算について	

No 1	北九州市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について (財政局税務部税制課)
---------	---

北九州市市税条例の一部を改正するに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 固定資産税

(1) 条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（付則第9条の2関係）

改正前	改正後
法附則第15条第37項	法附則第15条第34項

(2) 固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例の適用期限の延長（付則第25条関係）

改正前	改正後
平成25年度分まで	当分の間

2 都市計画税

条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備（付則第20条関係）

改正前	改正後
法附則第15条第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項又は第37項	法附則第15条第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項又は第34項

(次頁に続く)

(続き)

3 施行期日

平成26年4月1日

No 2	北九州市市税条例等の一部改正について (財政局税務部税制課)
---------	---------------------------------------

地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税の法人税割の税率を引き上げる等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 法人市民税

法人市民税の法人税割の税率の引下げ（第22条関係）

現行	改正後
12.3パーセント	9.7パーセント

(2) 個人市民税

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長（付則第21条の2関係）

現行	改正後
平成26年度まで	平成29年度まで

(3) 固定資産税

地域決定型地方税制特例措置の対象となる以下の固定資産の課税標準について、本市において適用する特例率を定める。（付則第9条の2関係）

- ア 水質汚濁防止法に規定する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設 3分の1
- イ 大気汚染防止法に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1
- ウ 土壌汚染対策法に規定する特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設 2分の1

(次頁に続く)

(続き)

- エ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得した、
洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための設備
3分の2
- オ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する自然冷媒を使用する機器
4分の3

(4) 軽自動車税

ア 軽自動車税の税率の引上げ（第66条関係）

(ア) 原動機付自転車

現行	改正後
1,000円～ 2,500円	2,000円～ 3,700円

(イ) 軽自動車及び小型特殊自動車

現行	改正後
1,600円～ 7,200円	2,400円～ 10,800円

(ロ) 二輪の小型自動車

現行	改正後
4,000円	6,000円

イ 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した三輪以上の軽自動車について、改正後の税率のおおむね100分の20を重課する特例措置を講じる。（付則第28条関係）

(5) その他所要の規定の整備を行う。

2 法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例の一部改正

(1) 法人市民税の法人税割の特例税率の引下げ（第3条関係）

(次項に続く)

(続き)

現行	改正後
14.5パーセント	11.9パーセント

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 北九州市市税条例及び北九州市環境未来税条例の一部を改正する
条例の一部改正

条例に引用する地方税法の規定の削除及び条項ずれに伴う規定の
整備（第1条関係）

現行	改正後
法附則第41条第11項	—
法附則第41条第15項	法附則第41条第9項

4 施行期日

1(1)は、平成26年10月1日

1(2)及び(3)は、公布の日

1(4)アは、平成27年4月1日

1(4)イは、平成28年4月1日

2は、平成26年10月1日

3は、公布の日

<p style="text-align: center;">No 3</p>	<p style="text-align: center;">北九州市安全・安心条例について (市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課)</p>
<p>犯罪、災害、交通事故その他これらに類する様々な事態から市民の安全が守られ、市民が安心して暮らすことができるまちづくりに関する基本理念を定め、市並びに市民、地域団体、事業者及び学校の設置者の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が安全・安心なまちづくりの基本となる方向性を共有し、一体となってこれに取り組む社会の形成を図り、もって市民等及び本市を訪れる人が、安全・安心を実感することができるまちを実現し、安全・安心なまちづくりを次の世代に継承するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 総則（第1条－第8条）</p> <p>(2) 安全・安心に関する市民意識の高いまちづくりの推進（第9条－第14条）</p> <p>(3) 安全・安心な環境の構築（第15条－第20条）</p> <p>(4) 安全・安心に関する相談及び支援体制等の充実（第21条・第22条）</p> <p>(5) 安全・安心な都市イメージの発信（第23条・第24条）</p> <p>(6) 推進体制等（第25条－第28条）</p> <p>2 施行期日</p> <p style="padding-left: 2em;">平成26年7月1日</p>	

No 4	母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例について (子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課)
---------	--

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 北九州市福祉事務所設置条例の一部改正

条例に引用する母子及び寡婦福祉法の題名の改正（第2条関係）

現行	改正後
母子及び寡婦福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉法

2 北九州市特別会計条例の一部改正

特別会計の名称の改正及び事業の追加（第1条関係）

区分	現行	改正後
名称	母子寡婦福祉資金特別 会計	母子父子寡婦福祉資金 特別会計
事業	母子福祉資金及び寡婦 福祉資金の貸付事業	母子福祉資金、父子福 祉資金及び寡婦福祉資 金の貸付事業

3 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正

条例に引用する母子及び寡婦福祉法の題名、施設名の改正（別表
第1関係）

区分	現行	改正後
施設の 種類	母子福祉センター	母子・父子福祉センター
目的又 は事業	母子及び寡婦福祉法第 39条第2項の定め るところによる。	母子及び父子並びに寡婦福 祉法第39条第2項の定め るところによる。
名称	北九州市立母子福祉セ ンター	北九州市立母子・父子福祉 センター

(次頁に続く)

(続き)

- 4 北九州市若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部改正
条例に引用する母子及び寡婦福祉法の題名の改正（第4条関係）

現行	改正後
母子及び寡婦福祉法	母子及び父子並びに寡婦福祉法

- 5 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正

条例に規定する母子及び寡婦福祉法に定める支援員及び団体名の
改正（第45条、第70条関係）

現行	改正後
母子自立支援員	母子・父子自立支援員
母子福祉団体	母子・父子福祉団体

- 6 施行期日

平成26年10月1日

<p>N o 5</p>	<p>北九州市いじめ問題再調査委員会条例について (子ども家庭局子ども家庭部青少年課)</p>
<p>いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づき、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査するため、北九州市いじめ問題再調査委員会を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>(2) 所掌事務(第2条)</p> <p>(3) 組織(第3条)</p> <p>(4) 委員長(第4条)</p> <p>(5) 会議(第5条)</p> <p>(6) 関係者の出席等(第6条)</p> <p>(7) 庶務(第7条)</p> <p>(8) 委任(第8条)</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p>N o 6</p>	<p>北九州市地方独立行政法人に係る重要な財産を定める条例の一部改正について (産業経済局産業振興部高度人材育成課)</p>
<p>地方独立行政法人が地方独立行政法人法第42条の2の規定により処分しなければならない重要な財産を定めるため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 条例で定める重要な財産は、出資等に係る不要財産の納付の認可に係る申請の日における帳簿価格が50万円以上のものその他市長が定める財産とすることを定める。(第2条関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

<p style="text-align: center;">N o 7</p>	<p style="text-align: center;">北九州市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例について</p> <p style="text-align: right;">(建設局河川部河川整備課)</p>
<p style="text-align: center;">水防法の一部改正に伴い、北九州市地域防災計画に定めることとなる大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定めるもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p style="padding-left: 40px;">北九州市地域防災計画に定めることとなる大規模な工場その他の施設の用途は工場、作業場又は倉庫とし、規模は延べ面積が1万平方メートル以上とすることを定める。</p> <p>2 施行期日</p> <p style="padding-left: 40px;">公布の日</p>	

<p>N o 8</p>	<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について</p> <p style="text-align: right;">(建築都市局計画部都市計画課)</p>
<p>北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 追加する地区整備計画区域 (別表第 1、別表第 2 関係) <ul style="list-style-type: none"> 藤田二丁目地区地区整備計画区域 2 変更する地区整備計画区域 (別表第 2 関係) <ul style="list-style-type: none"> (1) 浅野地区地区整備計画区域 (2) 舞ヶ丘地区地区整備計画区域 3 施行期日 <ul style="list-style-type: none"> 公布の日 	

No 9	北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業施行規程の一部改正 について (建築都市局折尾総合整備事務所区画整理事業課)
---------	---

北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業の事務所を移転するため、
関係規定を改めるもの

1 事務所の移転（第5条関係）

現行	改正後
北九州市八幡西区折尾四丁目 8番18号	北九州市八幡西区北鷹見町13 番10号

2 施行期日

平成26年7月1日

No 10	北九州市営住宅条例の一部改正について (建築都市局住宅部住宅管理課)
----------	---

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの

1 条例に引用する法律の題名の改正（第7条関係）

現行	改正後
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

2 施行期日

平成26年10月1日

No 11	北九州市火災予防条例の一部改正について <p style="text-align: right;">(消防局予防部予防課)</p>
<p>消防法施行令の一部改正に伴い、火を使用する器具等の取扱いに関する基準を追加する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火を使用する器具等の取扱いに関する基準の追加（第20条―第24条関係） <p>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して火を使用する器具等を使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することとする。</p> 2 露店、屋台その他これらに類するものを開設しようとする者の届出（第72条関係） <p>祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店、屋台その他これらに類するものの開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）をしようとする者は、あらかじめ、その旨を所轄消防署長に届け出なければならないこととする。</p> 3 施行期日 公布の日 	

<p>N o 1 2</p>	<p>北九州市いじめ問題専門委員会条例について (教育委員会指導部指導第二課)</p>
<p>いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止のための対策等について調査審議するため、北九州市いじめ問題専門委員会を設置するもの</p> <p>1 条例の内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>(2) 所掌事務(第2条)</p> <p>(3) 組織(第3条)</p> <p>(4) 任期(第4条)</p> <p>(5) 委員長(第5条)</p> <p>(6) 会議(第6条)</p> <p>(7) 関係者の出席等(第7条)</p> <p>(8) 委任(第8条)</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

N o 1 3	付属機関の設置に関する条例の一部改正について (教育委員会指導部特別支援教育課)
------------	---

北九州市心身障害児就学指導委員会の名称及び担任する事項を変更するため、関係規定を改めるもの

1 付属機関の名称及び担任する事項の変更（別表関係）

	名称	担任する事項
現行	北九州市心身障害児就学指導委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身障害児の障害の種類及び程度の判定並びに就学指導に関する事項について調査審議すること。
改正後	北九州市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒の障害の種類及び程度の判定、就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援に関する事項について調査審議すること。

2 施行期日
公布の日

No
14

指定金融機関の指定について

(会計室)

公金取扱いの効率的運営と安全を図るため、本市の指定金融機関を指定するもの

指定金融機関	指定期間
株式会社西日本シティ銀行	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
株式会社みずほ銀行	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
株式会社北九州銀行	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
株式会社福岡銀行	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

<p>N o 1 5</p>	<p>(仮称) 若松 A 団地市営住宅建設工事請負契約締結について</p> <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
<p>1 工 事 名 (仮称) 若松 A 団地市営住宅建設工事</p> <p>2 契 約 金 額 4 億 9 , 0 5 7 万 1 , 6 4 0 円</p> <p>3 契 約 方 法 一般競争入札</p> <p>4 工 期 契約締結の日から平成 2 7 年 1 0 月 9 日まで</p> <p>5 契約の相手方 宮本・九新共同企業体</p> <p>代表者 北九州市門司区春日町 2 1 番 2 5 号 宮本建設工業株式会社 代表取締役 宮本一夫</p> <p>構成員 北九州市門司区黒川西二丁目 5 番 3 4 号 九新建設株式会社 代表取締役 正村興三</p>	

No 16	永犬丸西小学校改築工事請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">(契約室契約課)</p>
<p>永犬丸西小学校改築工事請負契約について、契約金額を変更するもの</p> <p>1 既決契約金額 6億4,788万2,550円</p> <p>2 変更契約金額 6億7,864万5,270円</p>	

No 17	市有地の処分について <p style="text-align: right;">(財政局財務部財産活用推進課)</p>
<p>若松区深町一丁目に所在する市有地を商業施設用地として売り払うもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 土地の地目及び所在地 学校用地 若松区深町一丁目4番1 2 土地の面積 1万1,641.41平方メートル 3 売払い予定金額 6億3,500万円	

No 18	公有水面埋立てによる土地確認について (市民文化スポーツ局市民部区政課)
----------	---

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの

土地の所在地	面積
北九州市門司区田野浦海岸12地先	794.63㎡

<p>N o 2 0</p>	<p>市有地の処分について (産業経済局企業立地支援部企業立地支援課)</p>
<p>小倉南区曾根北町に所在する市有地を工場用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 小倉南区曾根北町 2 6 3 3 番 4 0</p> <p>2 土地の面積 1 万 6 , 3 5 6 . 0 3 平方メートル</p> <p>3 売払い予定金額 3 億 6 , 8 0 1 万 6 7 5 円</p>	

No 21	市道路線の認定、変更及び廃止について (建設局総務部管理課)
----------	---------------------------------------

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

\	数	延 長	面 積
認 定	57路線	7,859m	54,913㎡
変 更	2路線	△809m	△96,694㎡
廃 止	2路線	△141m	△222㎡

N o 2 2	公有水面埋立てに関する意見について <div style="text-align: right;">(港湾空港局整備部計画課)</div>
------------	--

国土交通省九州地方整備局出願に係る公有水面埋立てについて、北九州港港湾管理者北九州市から意見を求められたので、異議ない旨回答するもの

出 願 者	国土交通省九州地方整備局
埋 立 区 域	北九州市門司区田野浦海岸10番に接する無番地及び22番1の地先公有水面
埋 立 面 積	495.30㎡
埋立地の用途	ふ頭用地
工事施行期間	4年

No 23	<p style="text-align: center;">損害賠償の額の決定及び和解について</p> <p style="text-align: right;">(病院局総務課)</p>
<p>平成22年1月6日に北九州市立医療センターで手術を受けた患者が、当該手術の際に腕神経叢に損傷を受けたことにより、後遺症が残ることとなった事故について、損害賠償の額を決定し、及び和解するもの。</p> <p>1 相手方 北九州市小倉北区 女性</p> <p>2 損害賠償の額 1,800万円</p> <p>3 和解事項</p> <p>(1) 平成22年2月25日から平成24年9月26日までの間の本件事故に係る相手方の診療のため、北九州市立医療センターにおいて要した診療費は、北九州市の負担とする。</p> <p>(2) 北九州市は、相手方に対し、本件事故の損害賠償金として金1,800万円を支払うものとする。</p> <p>(3) 北九州市は、本和解成立の日から1箇月以内に、相手方の指定する金融機関の口座に損害賠償金を振り込んで支払う。</p> <p>(4) 北九州市及び相手方は、本件事故に関し、北九州市と相手方との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認するとともに、それぞれ相手に対して、裁判上又は裁判外において、何らの請求及び異議申立てをしない。</p> <p>(5) 相手方は、本件事故における自己への医療行為に関与した医師、看護師等に対し、何らの請求をしないものとする。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

(6) 本和解の契約書の作成に関する費用は、北九州市の負担とする。

No.	件名	要 旨	
平成 26 年度 予算 規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	7億1,493万1千円	5,428億1,693万1千円
	特別会計	1億8,416万円	5,655億2,758万1千円
	企業会計	8,200万円	1,285億 40万円
	合 計	9億8,109万1千円	1兆2,368億4,491万2千円
24	平成26年度北九州市 一般会計 補正予算について	(債務負担) 1 補正額 2 総 額	(28億7,632万2千円) 7億1,493万1千円 5,428億1,693万1千円
25	平成26年度北九州市 公債償還特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	6,837万円 1,995億1,337万円
26	平成26年度北九州市 母子寡婦福祉資金 特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	1億1,579万円 9億2,717万円
27	平成26年度北九州市 病院事業会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	8,200万円 284億9,238万円